

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている人への支援制度のうち、新たにはじまった制度や申請に期限がある制度をお知らせします。**※郵送の場合は締め切り日必着です。**



個人・世帯向け支援

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

☎府中町コールセンター ☎530-1878
平日：午前9時～午後5時

支給額 1世帯あたり**10万円**

対象 次のいずれかにあてはまる世帯

- 令和3年12月10日時点で世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にある世帯
- ※その他、要件があります。

申請方法 ①の世帯には、2月中旬以降、順次お知らせを発送します。②に当てはまる世帯の申請方法は、来月の広報ふちゅう3月号、町ホームページでお知らせします。

締め切り 2月28日(月) 未来へはばたく若者応援金

☎福祉課地域福祉係 ☎286-3162

支給額 1人につき**3万円**

対象 平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれの人のうち、令和3年9月30日時点で次の①②のどちらかに当てはまる人

- 町内に住民票がある人
- 町内に住民票がない人で次のどちらかに当てはまる人
 - 学生等でその父母等の住民票が町内にある人
 - 町内に住民票がある人に扶養されている人

申請方法 電子申請または郵送で

電子申請は
こちら▶



締め切り 2月28日(月) 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

☎子育て支援課こども家庭係 ☎286-3163

支給額 対象児童1人につき**5万円**

申請が必要な人 令和3年3月31日時点で18歳未満（特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満）の児童を養育する父母等で、次のいずれかに当てはまる人
※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象。

ひとり親

- ・公的年金等を受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人で収入が児童扶養手当受給者と同水準の人
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となった人

その他の世帯

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が住民税均等割非課税の人と同水準となった人
- ・高校生のみを養育している人や、児童手当を勤務先で受給している公務員等で、令和3年度住民税均等割が非課税の人

締め切り
2月28日(月)

妊婦特別定額給付金

☎子育て支援課母子保健係 ☎286-3258

支給額 妊娠1回につき**5万円**

対象 主な要件は次の①～③のとおり

- 令和3年9月30日（基準日）に、町の住民基本台帳に登録されている人
 - 令和2年4月28日～令和4年6月4日の間に出産した人または出産予定の人
※令和2年度に受給済の妊娠については、今回の対象になりません。
 - 令和3年12月28日までに府中町に妊娠届出書等を提出した人
- ※その他、要件があります。

※個人向け支援情報の詳細は
町ホームページで



事業者向け支援

締め切り
2月28日(月)

中小企業等のための 新型コロナ感染拡大防止対策助成金

☎自治振興課商工観光係 ☎286-3128

助成額 1事業者につき1回限り最大**50万円**(助成率3/4)

対象 町内に事業所を有し、事業実施している中小企業者・個人事業主

対象経費 新型コロナ感染症拡大防止のために、令和3年4月1日～令和4年2月28日に導入した設備や事業に要する経費（3月31日までの経費あり）

締め切り
3月18日(金)

広島県感染症拡大防止協力支援金 (令和3年度第7期)

☎広島県協力支援金センター ☎248-6851

助成額 中小企業：1日**3万円**～**10万円**

大企業：1日最大**20万円**

対象 1月9日（または10日、11日）～31日の全ての日において、休業または午後8時までの時短営業（酒類の提供なし）を行った飲食店
※その他条件あり。

※支給額は、休業・時短営業に関わらず同じ。

※事業者向け支援情報の詳細は
町ホームページで



ウォームビズ「賢い選択」で冬を快適に

環境課環境保全係 ☎286-3244

ウォームビズとは、寒い季節でも暖房に頼り過ぎないで快適に過ごすという取り組みです。寒い時は一枚多く着る、温かいものを飲むなど、ちょっとした工夫で、室温20度(目安)で快適に過ごすことができます。地球温暖化対策のため、暖房時のエネルギー使用量とCO₂発生量を削減して、地球に、みんなに、やさしい冬にしましょう。

WARM SHARE

ご存じですか？ ウォームシェア

余分な暖房を止めて、みんなでひとつの部屋、場所に集まることでエネルギーを節約する「ウォームシェア」。たとえば、リビングなどで家族一緒に過ごすことで、暖房だけでなく、照明やテレビなどの家電製品の消費電力も抑えることができます。※適切な換気も忘れずに！

COOL CHOICE

衣食住のひと工夫 あたたかく過ごそう！



今までのライフスタイルを少し見直すだけで、無駄になってしまうエネルギーを節約することができます。日常の身近なことからウォームビズを始めてみませんか？

衣

ひざ掛けやストールを活用

point

ひざ掛けやストールを使って3つの首(首、手首、足首)をあたためよう。



食

鍋でからだも室内もあたたかく

point

冬が旬の食材、根菜類、生姜などを使ってからだの中からあたたまろう。



住

道具や小物を使って快適に

point

断熱シートや厚手のカーテンで室内を快適にし寒いときは湯たんぽなども活用しよう。



その他

運動と入浴の時間を大切に

point

家や職場で気軽にできる運動で体温上昇！1日の終わりは入浴でからだもこころもポッカポカ。



町からのお知らせ

まちのわだい

イクフレ

くらしのガイド

ふるさとふちゅう

図書館

消防/ごみ

カレンダー

ご存知ですか？

府中町の木々づくり事業

ひろしまの森づくりキャラクター モーリー

府中町では、皆様から年額500円を納めていただいている「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、景観が悪くなっている里山林の整備のほか、町民の皆様から親しまれている「みくまり峡」の整備をされているボランティア団体への活動支援など、府中町の森林を守るための取組を行っています。

森林ボランティア団体の活動を支援

個人

年額 **500円**

- 個人事業者：住民税の納税通知書により納付します。
- 給与所得者：毎月の給与から引き落とされます。

法人

年額 **5%** 均等割額相当額

- 法人：法人県民税・事業税の申告納付の際に申告納付します。

www.moridukuri.net/ ひろしま森づくりネット **検索**

詳しい内容やご相談については、右記までお気軽にお問い合わせください。

町民生活部 環境課 ☎082-286-3244

松の伐倒

歩道の整備

林内の片付け

所得税 町・県民税の申告

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火) ※土曜日・日曜日・祝日を除きます。

海田税務署では、感染症対策の一環として、1月24日(月)から相談を受け付けています。

※例年、申告期間前半に相談・受付が集中し混み合います。

町からのお知らせ

まちのわだい

イワフレ

くらしのガイド

ふるさとふちゆう

図書館

消防/ごみ

カレンダー



注意事項

感染症拡大防止のため、各会場での受付方法が変更となっております。
※町・県民税の申告は、郵送での提出にご協力ください。

【各会場での受付方法】

◆海田税務署確定申告会場

- 入場に、入場整理券が必要です。
- 入場整理券の入手方法
 - ・当日会場で受け取り(枚数制限あり)
 - ・LINEで事前発行(国税庁LINE公式アカウントの友だち追加が必要です)



国税庁LINE

◆府中町役場

インターネットや電話での事前予約が必要です。予約をしていない場合は、受け付けできません。

予約受付期間
2月7日(月)～3月15日(火)



インターネット予約(土日祝含む)

24時間いつでも予約可能です(予約後、メールが届きます)。
※2月7日(月)午前8時30分～予約開始。



申告予約サイト



電話予約(平日のみ)

☎5000・9272
午前8時30分～午後5時

所得税・復興特別所得税

海田税務署 ☎823-2131

所得税および復興特別所得税の確定申告は、前年の1月1日～12月31日の所得金額と税額を計算し、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

確定申告が必要な人

- ①事業所得や不動産所得などで、1年間の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人
- ②サラリーマンで給与の年収が2千万円を超える人や、2か所以上から給与をもらっている人、給与以外の所得が20万円を超える人など

確定申告することで税金が戻る人

次の①～④のいずれかにあてはまる場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人
- ②多額の医療費を支払った人
- ③災害や盗難にあった人
- ④マイホームを住宅ローンで購入した人

口座振替の利用

納付には安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込みは、納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務

署または金融機関へ提出してください。
※すでに口座振替を利用している場合は、新たに提出する必要はありません。

自宅で申告書の作成



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って入力すると、自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書を作成できます。作成したデータはスマートフォン、e-Tax、または印刷した申告書を郵送で提出してください。

◆スマートフォン、e-Taxで申告される場合は、マイナンバーカード(電子証明書)、または税務署で職員と対面により本人確認を行った後で発行される、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)が必要です。
※IDとパスワードの発行を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類を持って、海田税務署で手続きをしてください。



確定申告書等作成コーナー

町・県民税 (住民税)

問 税務課町民税係 ☎ 286-3143

所得税の確定申告は不要でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

住民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在、府中町に住民登録があり、次の①～④のいずれかにあてはまる人。

- ① 給与所得や退職所得以外の所得がある人（20万円を超える場合は、所得税の確定申告をしてください）
- ② 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

（所得税の確定申告は不要です）

- ③ 社会保険料、生命保険料、医療費、扶養控除などの源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人
- ④ 前年中の収入がないことを証明するための「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な人、福祉医療などの受給要件や各種減免申請等に所得審査がある人

◆ 所得税の確定申告をした人、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出されている人、前年中の所得が合計で45万円を超えない人は、申告不要です。

上場株式等の配当所得と譲渡所得等は課税方式を選択できます

住民税が特定口座内で源泉徴収された上場株式等の配当所得と譲渡所得等は、所得税と住民税で異なる課税方式（総合課税、申告分離課税、申告不要制度）を選択することができます。

異なる課税方式を選択する場合

次の場合を除き、住民税の納税通知書が送付される時までに、所得税の確定申告とは別に、住民税の申告書の提出が必要です。

● 住民税で上場株式等の配当所得と譲渡所得等の全部を申告不要とする場合

令和3年分から、所得税の確定申告書の住民税に関する事項に、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が追加されました。確定申告をする際、この欄に○を記入することで、住民税の申告書を提出しなくても住民税で申告不要とすることができます。

各会場の受付方法は6ページでご確認ください。

確定申告会場

場 所 海田税務署(海田町大正町1-13)
NTTクレドホール(基町クレド・パセーラ11階)
受付時間 (平日のみ) 午前8時30分～午後4時
相談時間 (平日のみ) 午前9時～午後5時

府中町役場での申告相談・受付 (予約制)

場 所 4階 大会議室
相談時間 (平日のみ) 午前8時30分～正午、
午後1時～5時

※庁舎の管理上、午前8時以前の来場はご遠慮ください。
※駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

府中町役場で受付できない申告 【税務署での申告相談を】

- ①青色・分離・損失・修正申告②事業（営業等・農業）所得③不動産所得（申告初年度のもの・収支内訳書の未完成のもの）④譲渡所得（株・土地・建物の売却）⑤源泉徴収票のない給与・年金等所得⑥特殊な控除（雑損控除・住宅借入金特別控除等）⑦令和2年分以前の確定申告

Check!

申告に必要なもの

- 所得金額がわかる書類（源泉徴収票など）
- 不動産所得のある人は収支内訳書
※前年のものを参考に記載しておいてください。
- 控除を受けるための証明書（医療費の明細書・社会保険料の領収書・支払証明書・生命保険料等の控除証明書・寄附の証明書など）
※医療費控除は領収書の添付が不要になり、明細書の提出が必要になりました。
- 申告者本人名義の預貯金口座の口座番号がわかるもの
- マイナンバーカード（顔写真付き）か、マイナンバー通知カードと本人確認書類※本人確認書類は、顔写真付きであれば1点（運転免許証等）、顔写真付きでないものは2点（保険証と通帳等）必要です。
- ◆前年分の申告書の控えがある人はお持ちください。
手続きが早く終わります。

府中町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問・相談は受け付けできませんのでご了承ください。

社会保険料控除

令和3年1月1日～12月31日に納付した、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は、社会保険料控除として、所得税、町・県民税で申告できます。控除対象額（納付額）を次のとおり確認してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

年金から天引きの場合
日本年金機構等から送付される、「源泉徴収票」に記載されています。

口座振替の場合

通帳に記載されている令和3年中の振替金額を合計してください。
領収書等の紛失や納付額が不明の場合
納付方法に関わらず、次の



窓口で「納付記録」を発行できます。

【国民健康保険税】

税務課収納係
(役場4階①番窓口)

☎286-3142

国民年金保険料

納付額は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などに記載されています。申告の際は、証明書などを添付する必要があります。

【後期高齢者医療保険料】

保険年金課年金福祉医療係

(役場2階⑩番窓口)

☎286-3154

【介護保険料】

高齢介護課介護保険係

(役場2階⑪番窓口)

☎286-3235

証明書が届いていない場合や紛失した場合は、マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるものをご用意のうえ、次の専用ダイヤルへお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】

(有料・ナビダイヤル)

☎0570-0031004

(IP ☎03-6630-2525)

月々金曜日

午前8時30分～午後7時

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日は利用できません。(第2土曜日は除く)

厚生年金・国民年金の源泉徴収票の再交付

令和3年1月～12月に受け取った年金の源泉徴収票は、1月中旬～下旬に日本年金機構から送付されています。

紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」へ再交付の申し出をしてください。

※年金証書などに記載された基礎年金番号が必要です。

ねんきんダイヤル(有料)

☎0570-05-1165 (IP ☎03-6700-1165)

月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日は利用できません。(第2土曜日は除く)

※月曜日が祝日の場合は、火曜日の受付時間が午後7時まで延長されます。

マイナンバーカードを使ってe-Taxを利用する人へ

☎住民課住民基本台帳係 ☎286-3151

マイナンバーカードを活用してe-Taxで確定申告をする場合、マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書が有効である必要があります。事前に有効期限の確認をお願いします。

電子証明書を発行するには、原則、本人が住民課(役場2階)またはマイ・フローラ南交流センターへマイナンバーカードを持って手続きする必要があります。

※夜間・休日は受付できる日が限られます。お早めに手続きをお願いします。

■ 電子証明書有効期限の確認方法

本人がマイナンバーカードを持って住民課(役場2階)またはマイ・フローラ南交流センターへ。

※パソコンなどを使って確認する場合は、ICカードリーダー付のパソコンまたはマイナンバー対応NFCスマートフォンが必要です。

カードを発行してから5年以上経つているときや氏名や住所などに変更があったときは要注意！
署名用電子証明書が失効している可能性があるよ！

